

義務教育費国庫負担制度堅持と負担率 2 分の 1 への復元、「少人数学級」の実現などに向けた教育予算の確保・拡充と就学保障の充実を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、教職員の給与の一部を国が負担する制度であり、その負担率が 2006 年に 2 分の 1 から 3 分の 1 へと変更されているが、地方公共団体の財政状況に左右されずに義務教育水準を安定化するためにも、負担率の復元が求められている。

また、地方交付税措置されている図書費などについて、地方公共団体間の格差が生じているほか、教育に関わる公的支出が必ずしも十分ではないことから、経済的な理由で進学・就学を断念する実態もあり、「教育の機会均等」の確保が必要とされている。

よって、国会及び政府においては、子どもたちが、住む地域や環境に関係なく平等にきめ細やかな教育を受けられるようにするため、下記の事項を実施するよう求める。

記

- 1 義務教育費国庫負担制度を堅持し、国庫負担金の負担率を 2 分の 1 に復元すること。
- 2 「少人数学級」の早期実現に向けて、小学校第 1 学年から中学校第 3 学年の学級編成の標準を順次改定するとともに、地域の特性にあった教育環境の整備や計画的な教職員定数改善を早期に実現するための予算を措置すること。
- 3 教材費などの保護者の負担を軽減させるとともに、図書費など公的支出に係る予算の確保・拡充を図ること。
- 4 就学援助制度・奨学金制度のさらなる拡充など、就学保障の充実を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和 3 年（2021 年）7 月 8 日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、  
文部科学大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生）

（提出者）全議員